

平良市と東京農業大学との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、平良市と東京農業大学が離島地域資源活用・産業育成事業（こころつなぐ結の島宮古～癒しの郷ひらら産業育成事業）の実施に伴い、圃場調査を相互に協力することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 栽培手法（有機農法、無農薬農法）
- (2) 適正品種の選択（土壌成分分析との相関も含む）
- (3) 製品の分析（機能性分析／有機・無機成分分析）
- (4) 利用（加工等）
- (5)（必要なら）土壌分析

(有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定書の有効期間満了日の3ヶ月前までに、平良市と東京農業大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項について、平良市と東京農業大学が協議をして別に定めるものとする。

本協定書の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

平成17年 9月 15日

沖縄県 平良市字西里186番地

平良市長

伊志嶺亮



東京都 世田谷区桜丘1丁目1番1号

東京農業大学学長

大澤貞林

